

【卒業の認定に関する方針】

学則第5章履修方法、単位の認定の規定に基づき、すべての授業科目を履修し、104単位を取得した者について認定会議での承認を経て卒業を認定する。

学則 第5章 履修方法、単位の認定及び卒業

(卒業認定)

第15条 校長は、所定の授業科目を履修し、すべての授業科目の単位を取得した者に対して卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 前項において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、原則として卒業を認めることができない。

(称号の付与及び国家試験受験資格)

第16条 前条第1項により、3年課程看護学科の卒業を認定した者には、専門士（看護専門課程）の称号を授与する。

2 前条第1項により、3年課程看護学科の卒業を認定した者は、看護師国家試験受験資格を得ることができる。

卒業生の特性

1. 看護の対象としての人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として捉えることができる。
2. 一人一人の人間をかけがえのない存在として尊重し、共感的態度でかかわり、人間関係を築くことができる。
3. 専門職業人として倫理観に基づいた行動ができる。
4. 科学的根拠に基づいた看護実践ができる基礎的能力が身についている。
5. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と果たすべき責任を自覚し、多職種と協働できる。
6. 自らが主体的に学ぶ態度と看護を追究する姿勢が身についている。